

2018年度③

訴訟法オプション試験

(全 3 ページ)

問 題

ページ

民事訴訟法 …… 1

刑事訴訟法 …… 2

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民事訴訟法③

I 以下の各問い合わせについて、それぞれ 100 字以内で答えなさい。(20 点)

- (1) 文書の証拠能力と証拠力について説明しなさい。
- (2) 訴訟手続の中止と中止について説明しなさい。

II 甲は、訴状に乙を被告として表示して、貸金返還請求訴訟を提起した。ところが右訴状提出前にすでに乙は死亡しており、乙の単独相続人丙が訴状を受領し、乙の名で訴訟を追行していた。

訴訟が、甲に有利に進行していたところ、口頭弁論終結前に上記事実が判明した場合、甲はどのような手続をとれば訴え提起の目的を達成することができるか。

(80 点)

刑事訴訟法③

I 以下の(1)、(2)について、それぞれ 100 字以内で答えなさい。(20 点)

(1) 所持品検査を認める明文の規定が存在しないにもかかわらず、所持品検査が認められる理由について、判例はどのように説明しているか。(10 点)

(2) 最決平成 21 年 9 月 28 日が、エックス線検査について、検証としての性質を有する強制処分にあたると判断した理由を説明しなさい。(10 点)

II 以下の【事例】を読み、〔問い合わせ〕に答えなさい。(80 点)

【事例】

鉄道会社 J に勤務する甲は、友人 A と居酒屋「衣笠」のカウンター席で飲食していたところ、ささいなことをきっかけに A と口論になった。激高した甲は、カウンター越しに調理場に置いてあった刺身包丁を手につかんで、A の右大腿部に突き刺した。A は大量に出血し、その場に倒れた。居酒屋「衣笠」の店主が、救急と警察に直ちに通報した。駆けつけた警察官によって、甲は殺人未遂の被疑事実で緊急逮捕され、A は救急車で病院に運ばれたが、医師の懸命な治療のかいなく、A は翌日、死亡した。

甲は、逮捕直後から、A の右大腿部に包丁を突き刺した事実については認める供述をおこなっていた。しかし、A を刺したときに、A を殺害する意図があったか否かという点については、「かつとなって A を刺したので、刺したときの気持ちは覚えていない」と述べてあいまいな供述を繰り返していた。

甲が勾留された後、甲には、国選弁護人が選任された。弁護人 B は、選任された後、直ちに甲と接見した。弁護人 B は、甲との接見を終えて警察署から出てきたところを各社の新聞記者に取り囲まれ、取材されたため、「甲は、殺意を否認している」とだけ答えて、その場から立ち去った。各紙は、翌日の朝刊で、弁護人 B が「甲は殺意を否認している」とコメントしている旨、掲載した。

甲は、弁護人 B と接見した翌日の取調べで、警察官 C から殺意の有無について問い合わせられたのに対して、「私は、A を刺したとき、A を殺してやろうとは全然思っていなかったし、結果として死んでしまってもやむをえない、とも思っていなかった。

その証拠に、身体の枢要部は刺していないではないか。死んでしまっても構わないと思っていたら、大腿部でなくて、腹部を刺しているはずだ。」と供述した。

警察官Cは、甲が未必の故意を否定する高度な説明を突然始めたことに、不審の念を抱き、甲に対して、①弁護人に殺意を否認したのか、②殺意を突然否認するようになったのはなぜか、③未必の故意という概念について弁護人に教えてもらったか、④身体の枢要部を刺した場合、殺意が認められやすいということについて弁護人に教えてもらったか、という諸点について尋ね、①から④に対する甲の供述を調書に録取した。

[問い合わせ] 警察官Cの行った取調べは適法か、違法か、論じなさい。